

中小企業法律支援センター 10周年の活動報告

— 中小企業の身近で頼れる存在を目指して —

2014年、中小企業の再生等を支援しようと当会が立ち上げた中小企業法律支援センターは、来年2月に創設10周年を迎えます。中小企業に充実した法的サービスを行き渡らせようと文字通りの「手探り」状態から始まったセンターの活動は、弁護士紹介制度の導入や中小企業関連団体等との連携、セミナー講師派遣など多岐にわたり、2022年10月には相談受付件数が累計1万件を突破しました。

本特集では、コロナ禍でも止むことのなかった活発な活動を振り返り、センターの活動の現況及び今後の課題について寄稿いただきました。ともすれば「敷居が高い」と思われがちな弁護士像転換への意気込みが伝わってきます。是非ご一読ください。

LIBRA 編集会議 坂 仁根

CONTENTS

第1 中小企業法律支援センター創設10周年を迎えるにあたって	2頁
第2 当センターへの相談案件についての分析	4頁
第3 当センターの活動の軌跡と今後の課題	6頁
1 名簿・研修部会 2 連携検討部会 3 アウトリーチ部会 4 広報部会	
5 事業承継プロジェクト・チーム 6 働き方改革プロジェクト・チーム	
7 SDGsプロジェクト・チーム	
第4 当センター全体の課題と今後の展望	17頁

第1

中小企業法律支援センター 創設10周年を迎えるにあたって

中小企業法律支援センター 2023年度 本部長代行 関 義之 (53期)



1 はじめに

当センターは、リーマンショックを契機に成立・施行された中小企業金融円滑化法の適用期限が切れ、中小企業・小規模事業者（以下「中小企業」という）の事業再生支援が喫緊の課題となっていた2014年2

月、より積極的・能動的に中小企業支援に取り組むために当会内で発足した組織であるが、おかげさまで2024年2月に創設10周年を迎える。

この間、まさに手探りの状態で活動を開始し、一つ一つ仕組みを考え、運営体制を構築し、外部の支援機関、金融機関、他士業団体等（以下「外部機関」

という)との連携の輪を広げてきたが、ここまで精力的に活動できたのも、ひとえに、ご支援ご協力いただいている外部機関の皆様、無私の心で意欲的に活動されている当センターの委員・幹事、そして、何より、弁護士とともに中小企業支援の意義を理解し、誠心誠意支えてくださる担当事務局の皆様のおかげであり、ただただ感謝する次第である。この場を借りて、厚く御礼申し上げる。

2022年10月に当センターの相談受付件数が記念すべき累計1万件を突破*1し、また本年度は10周年という節目を迎える年度でもあるため、この度、当センターのこれまでの活動を振り返り、課題を整理し、今後の展望を論じる貴重な機会をいただくこととした。

2 当センターの活動の概要

当センターには100数十名の委員が在籍しているが、各委員は、4つの部会（名簿・研修部会、連携検討部会、アウトリーチ部会、広報部会）と3つの重要課題（事業承継、働き方改革、SDGs）をテーマとしたプロジェクト・チーム（以下「PT」という）のいずれかに所属し、部会・PTを通じて活発に活動している。

当センターの中核となる業務は、相談を希望する中小企業への弁護士紹介である。この10年、当センターは、いかに、中小企業のニーズに的確に応えるかを追い求め、受付窓口となる弁護士が相談者から事情や要望をヒアリングするコンシェルジュ制度を設け、その運用を日々改善し、実際に相談を担当する弁護士のレベルアップのために研修制度を充実させるなど、弁護士紹介制度の体制整備、ブラッシュアップを図

ってきた。コロナ禍の緊急事態宣言下でも、一切途切れることなく、弁護士紹介業務を継続した。

また、当センターは、中小企業はその抱える経営課題が法律問題であるとの認識を持たないことがあり、待っているだけではなく、弁護士自ら現場に出向き、様々な悩みを聞く中で自ら法的課題を掘り起こし、その解決にあたる、いわゆるアウトリーチ活動が不可欠ではないかという問題意識を持っている。そのため、創設当初から、積極的に、中小企業に親しまれている外部機関との連携を進め、展示会に出展したり、中小企業向けセミナー・ワークショップを共催するなどして、中小企業への直接的なアプローチを展開している。

さらには、中小企業の需要喚起のために、当センター専用のウェブサイト（以下「専用ウェブ」という）を開設し、情報発信にも積極的に取り組んでいる。コロナ禍には特集コーナーを設け、2020年4月には月間閲覧数が2万4000件を突破した。

2018年からは、前述のとおり重要課題テーマごとにPTを立ち上げ、集中的に課題に取り組むこととした。

これらの部会・PTの活動内容について詳しくは、「第3 当センターの活動の軌跡と今後の課題」をご覧ください。

中小企業を取り巻く経営環境は激変を続けており、中小企業のニーズに的確に応えるためには、支援する弁護士側もその変化に柔軟に対応する必要がある。当センターにとって、この10年は試行錯誤の歴史であったが、次の10年も、現状に甘んじることなく、常に変革を意識して、中小企業支援の第一線を走り続けたい。

* 1 : https://www.toben.or.jp/known/iinkai/chusho/jisseki/post_25.html

第2 当センターへの相談案件についての分析

中小企業法律支援センター 2022年度、2023年度 名簿・研修部会長兼嘱託 鳥山 亜弓 (63期)



1 当センターの弁護士紹介制度の概要

当センターの中核となる業務は、相談を希望する中小企業への弁護士紹介である。この制度を中小企業に広く活用してもらうべく、当センターではデータを集計し、その分析結果を当センターの活動に利用しているが、2022年10月に当センターの相談受付件数が記念すべき累計1万件を突破したことから、その振り返りの意味も込めて、分析結果を一部公表することとする。

その前提として、当センターの弁護士紹介制度のポイントを概説する。

当センターの弁護士紹介制度の対象は、中小企業を中心とするが、そのほか、社団、財団等各種法人及び知的財産、税務、雇用等特定分野の法的課題を抱えた個人をも対象としている。

また、申込方法は、①当センターの専用電話番号(03-3581-8977)又は当会のウェブサイト経由の申込み*2(以下「当会ルート」という)のほか、②日弁連のひまわりほっとダイヤルの専用電話番号(最寄りの弁護士会につながる全国共通電話番号0570-001-240)又は同ウェブサイト経由の申込み*3(以下「ひまわりルート」という)がある。

当センターの弁護士紹介制度の特徴は、コンシェルジュ弁護士(正式には、配点担当弁護士、以下「コンシェルジュ」という)が相談者から直接事案の概要を聴き取り、法律問題が含まれているかどうか、弁護士を紹介する場合にはどの分野に精通する弁護士を紹介すればよいか等を判断し、後述する中小センター紹介名簿に登録された会員の中から当該案件にふさわしい相談担当弁護士を紹介することにある。

なお、コンシェルジュによる電話案内は無料、相談担当弁護士との法律相談料は初回30分まで当面無料(30

分を超える場合は、30分毎に5,500円(税込))である。

2 相談受付件数と申込方法の推移

(1) 相談受付件数の推移

当センターが弁護士紹介業務を開始した2014年2月10日から直近の2022年度末までの相談受付件数の推移を見ると、2013年度(2014年2月10日～同年3月31日)は115件、2014年度は898件、2015年度は913件、2016年度は909件、2017年度は897件、2018年度は1,027件、2019年度は1,161件、2020年度は1,540件、2021年度は1,384件、2022年度は1,400件と増加傾向が見て取れ、累計相談受付件数も10,244件となった。

2020年度に相談受付件数が大幅に増加した理由は、コロナ禍において多くの法律相談窓口が休止ないし縮小した時期も、当センターが弁護士紹介業務を継続したことによると考えられる。



コロナー日無料電話相談会

(2) 申込方法の推移

申込方法につき、弁護士紹介業務開始当初は②ひまわりルートが多かったが、当センターの広報活動が功を奏し、①当会ルートも増えていき、2021年度に初めて、年間相談受付件数に占める①当会ルートの割合が②ひまわりルートの割合を超えた。具体的には、

* 2 : <https://cs-lawyer.tokyo/flow/flow.html>

* 3 : <https://www.nichibenren.or.jp/ja/sme/flow.html>

2021年度は、①当会ルートが約51.5%、②ひまわりルートが約48.2%、③その他経由が約0.3%であり、2022年度は、①当会ルートが約49.6%、②ひまわりルートが約50.0%、③その他経由が約0.4%であった。

3 相談のきっかけ

2022年度に申込みがあった相談につき、そのきっかけを上位から見ると、ウェブサイト（ひまわりも含む）が約34.7%、法テラスからの紹介が約21.6%、消費者庁、消費者センター等からの紹介が約11.8%となっている。当センターの専用ウェブによる情報発信に力を入れている結果である。

4 中小センター紹介名簿

(1) 相談案件配点時に使用される分野別名簿の種類と使用割合

コンシェルジュが相談案件を相談担当弁護士に配

点する際に使用する中小センター紹介名簿は、試行錯誤を繰り返しながら現時点では次のような分野別に備えられているが、当センターに寄せられる相談案件の内容を見ながら、毎年度、登録分野の見直しを行っている。

現時点での登録分野の内訳と2022年度の相談案件について使用された分野別名簿の割合は、下表のとおりである。

これを見ると、①当会ルートと②ひまわりルートのいずれについても、「1. 債権保全・回収、その他契約トラブル」が最も件数が多く、その割合は合計31.8%となっている。次に件数が多いのは、①当会ルートでは、「11. 知財保護（特許・商標・著作権・営業秘密・不正競争等）、景品表示法」であり、②ひまわりルートでは、「8. 法人倒産・廃業支援」となっている。法テラスに破産の相談をしたく連絡をしたが、相談者が事業者であるために、法テラスを利用できず、ひまわりほっとダイヤルを紹介されるケースが多いものと推測される。

「中小センター紹介名簿」の分野	①当会ルート (件)	②ひまわりルート (件)	①+②合計 (件)	割合
1. 債権保全・回収、その他契約トラブル	145	185	330	31.8%
2. 労使問題（使用者側）	26	19	45	4.3%
3. 新規ビジネス・契約書のリーガルチェック・契約締結交渉	43	27	70	6.8%
4. 起業支援	9	4	13	1.3%
5. 会社法・会社経営	35	17	52	5.0%
6. コンプライアンス・内部統制・CSR	3	3	6	0.6%
7. 事業再生・資金繰り支援	9	14	23	2.2%
8. 法人倒産・廃業支援	24	58	82	7.9%
9. 事業承継（高齢者の財産管理を含む）、M&A	13	8	21	2.0%
10. 個人情報保護・情報管理	6	5	11	1.1%
11. 知財保護（特許・商標・著作権・営業秘密・不正競争等）、景品表示法	62	15	77	7.4%
12. IT・インターネット（発信者情報開示・削除を含む）・システム関連紛争	25	21	46	4.4%
13. 海外展開支援、国際取引・海上運送	13	8	21	2.0%
14. クレーム対策、反社会的勢力排除	9	13	22	2.1%
15. 下請法・独禁法	4	7	11	1.1%
16. PL法	1	0	1	0.1%
17. 特商法・消費者契約法・電子商取引等、消費者問題	28	31	59	5.7%
18. 不動産売買・賃貸借	50	53	103	9.9%
19. 建築・設計・請負	15	19	34	3.3%
20. 税務分野	4	3	7	0.7%
21. エンターテインメント分野	3	0	3	0.3%
22. 環境・廃棄物関係	0	0	0	0.0%
合計	527	510	1,037	100.0%

(2) 相談担当弁護士の紹介に至らない場合

なお、2022年度の相談受付件数1,400件のうち、相談担当弁護士を紹介した案件は1,037件（約74.1%）、コンシェルジュによる電話対応で終了した案件は247件（約17.6%）、その他キャンセル等は116件（約8.3%）であった。法律問題が含まれない場合のほか、一般的な制度に関する質問などコンシェルジュがその場で回答できる場合等には、相談担当弁護士の紹介に至らず、コンシェルジュによる電話対応で終了することがある。

5 相談担当弁護士紹介案件の相談結果

2022年度の相談担当弁護士紹介案件1,037件についての2023年4月6日時点での相談結果は、①相談担当弁護士から相談者への最初の電話連絡で終了し

たものが209件（約20.2%）、②初回相談（相談料無し）で終了したものが364件（約35.1%）、③初回相談（相談料有り）で終了したものが66件（約6.4%）、④継続相談が172件（約16.6%）、⑤受任が106件（約10.2%）、⑥その他報告書提出待ち等（結果が不明のもの）が120件（約11.6%）である。

このように、相談担当弁護士が担当した案件の約55%が法律相談料等の報酬が発生しないまま終了となっているが、中小企業が一度弁護士に相談する経験を積み、弁護士に知り合いができると、次に法律問題が生じたときにも気軽に弁護士に相談し、依頼しやすくなると考えられるため、当センターは、報酬が発生しないような案件であっても、積極的に、中小企業に寄り添い、中小企業の法的課題を速やかに解決に導くための法的支援を行っている。

第3

当センターの活動の軌跡と今後の課題

1 名簿・研修部会

中小企業法律支援センター 2016年度～2021年度 名簿・研修部会長 関 義之（53期）

(1) 名簿・研修部会の活動の軌跡

ア 名簿・研修部会は、主に、①全体会議、②中小企業向けの弁護士紹介制度、③会員向けの研修のそれぞれの企画運営を行っている。

イ ①全体会議の企画運営について

当センターにおける活動の中心は4つの部会及び3つのPTであるが、当センター全体の活動の方向性を決定するのは、毎月1回開催される全体会議である。その全体会議の運営を企画し、支えているのが当部会である。

当部会では、歴代の本部長代行が退任した後そのまま部会員として参加してもらう伝統があり、年度を

重ねるごとに、当センターの理念、目指すべき方向性について熱い議論が交わされ、その部会での議論が、全体会議を通じて、全委員に浸透する流れが生まれている。このように統一の理念や目指すべき方向性について共有する機会があることが、当センターが一丸となって活動を続けられる強みとなっている。

また、委員の学びの場としても全体会議を活用しており、会議の後半（30分～1時間）を委員向けの研修（後半研修と呼ぶ）の時間に充てている。主に、中小企業支援に携わる外部機関を講師としてお呼びし、最先端の中小企業支援実務について教えていただき、また、意見交換をする機会としている。この意

見交換から外部機関との連携が始まることも多い。また、年に4回は講師養成枠を設け、講師経験がないか、少ない若手委員に講師経験を積む機会を与えている。本番の前の部会で研修内容をブラッシュアップし、本番後の部会で本番の振り返りを行う手厚さである。担当した委員は、その後、外部セミナーの講師を担当し、第一線で活躍している。



講師養成枠の講演の様子

ウ ②中小企業向けの弁護士紹介制度の企画運営について

当センターが行っている中小企業向けの弁護士紹介制度の企画運営を担っているのが当部会である。当センターの弁護士紹介制度の特徴は、前述のように、受付窓口となる弁護士が相談者から事情や要望をヒアリングするコンシェルジュ制度を設けていることである。コンシェルジュには、相談者から実に様々な要望があり、できる限り、そのご要望に沿う弁護士（相談担当弁護士）を紹介できるように、その運用を日々改善したり、コンシェルジュの意見交換会を開催し、サービス品質の向上にも努めている。このコンシェルジュ制度は、全国の弁護士会の中で初めて取り入れられた画期的な制度であり、他会から見学に来られることもある。

エ ③会員向けの研修の企画運営について

中小企業に直接アドバイスをするのは、紹介した相談担当弁護士であり、相談を担う弁護士のサービスレベルの向上も、当センターの役割である。当部会では、「中小企業法律支援ゼネラリスト養成講座」と題し、毎年、中小企業支援に必要な様々なテーマの研修を企画し、担当者にその受講を義務化している。過去に実施した研修は、会員サイトの中でオンライン

受講できるが、2022年度までの9年間で合計54テーマの研修を用意した。

オ コロナ禍の運営

2020年に入り、新型コロナウイルスが猛威を振るうようになり、同年4月に1回目の緊急事態宣言が発出された際には、弁護士会館が閉鎖された。当センターでは、その前の3月24日に、緊急の一日無料電話相談会を開催したが、その企画の過程で、コロナの影響で中小企業に多くの法律問題が生じることが予想されていた。緊急事態宣言が発出された際、弁護士も担当職員も未知のウイルスへの恐怖がある中で、このような緊急事態こそ弁護士が中小企業支援を継続すべきであるとの意見で一致し、担当職員とコンシェルジュは緊急事態宣言下でも閉鎖された弁護士会館で執務し、相談者の電話対応に当たった。また、相談を担当する弁護士にも、快く相談に応じてもらえ、Zoomを駆使するなどして、激増した中小企業の相談に対応した。

また、全体会議にはいち早くZoomを取り入れ、コロナ禍においても、当センター一丸となって、中小企業支援を継続することができたが、これもひとえに、中小企業支援の意義を理解し、弁護士と二人三脚で、誠心誠意支えてくださる担当事務局の存在が大きい。

(2) 名簿・研修部会の今後の課題

コンシェルジュは懇切丁寧な対応を心がけているが、時間をかけるほど、1日に対応できる件数に限界が生じ、全体の相談受付件数が順調に増えるにつれ、相談者をお待たせすることも多くなってきている。コンシェルジュの臨時増員により現場対応しているが、当会の予算にも限りがある中で、品質を保ちつつ、効率性を向上するための取り組みが急務である。

また、コロナ禍で苦しむ中小企業の事業再生のニーズやDX（デジタルトランスフォーメーション）、AI、インボイス、ビジネスと人権等の新しい経営課題にも対応できるように、常に最新情報にアンテナを張り、より一層研修を充実させることも必要となろう。

2 連携検討部会

中小企業法律支援センター 2021年度、2022年度 連携検討部会長 松本 裕 (67 期)



(1) 連携検討部会の活動概要

連携検討部会は、外部機関のうち、他士業団体等との連携の輪を広げるために、連携活動の計画から企画の細かい当日の運営まで、幅広く担当する部会である。

当センターでは、弁護士による中小企業支援にあたって他士業との連携が必須であるとの考えの下、当部会において、弁護士の業務領域の理解の促進を図るとともに、中小企業支援のための周辺知識獲得などを目的として、現在、公認会計士、税理士、弁理士、社会保険労務士と様々な連携活動を行っている。

(2) 各連携先との連携活動の軌跡

ア 公認会計士との連携

日本公認会計士協会東京会とは、2014年に意見交換会を開催したことを契機としてどのような連携が可能かを模索し始め、2017年からは毎月1回定期連絡会を開催するようになった。

その結果、互いの業務領域の理解や知見獲得を目的に、共同勉強会、若手交流会、講師派遣等を、また中小企業に対する周知を目的に共同セミナーを実施している。コロナ禍においてもオンラインで連携活動を継続し、2023年度からはリアルでの企画を再開する予定である。

また、事業承継PTが毎年開催している事業承継ゼミ（後述）のオブザーバーに複数人の公認会計士を派遣してもらい、多角的視点で事業承継を検討する良い機会となっている。

イ 税理士との連携

当センターでは、東京税理士会との間で独自に交流を持ち始め、2016年、税理士が顧問先等の法律問

題に直面した際に気軽に弁護士に相談できるよう、東京税理士会の会員向け専属コンシェルジュ制度*4の運用を開始した。専属コンシェルジュ制度は、通常のコンシェルジュ制度とは異なり、税理士から当センターの弁護士に直接問い合わせることが可能な点に特色がある。

また、東京税理士会は税務署の管轄区域毎に48支部を設けているため、各支部との連携を試みている。2018年に最大会員数を誇る麹町支部との連携活動を開始し、現在は5支部まで連携先が広がった。東京税理士会や各支部では多数の研修会を開催しているため、当センターから講師を派遣することも多く、今まで事業承継、中小企業経営のガバナンス、労務トラブル、開業支援等をテーマとして講師を派遣した。

このほか、東京税理士会内の学術機関である日本税務会計学会との間で、継続的に勉強会を開催し、中小企業支援に資する知識のインプットや、会員向けの研修企画に役立っている。

ウ 弁理士との連携

2016年に意見交換会を開催したことを契機として連携を模索するようになり、2018年から日本弁理士



ジェトロ共催セミナーの様子

* 4 : https://cs-lawyer.tokyo/pdf/booklet/reaflet_zeirishi.pdf

会関東会と日本貿易振興機構（ジェトロ）との共催セミナーを開催するようになった。当該セミナーは、中小企業向けに、海外展開に関する模擬事例を題材にワークショップ形式で議論をし、その後、弁理士及び弁護士が事例解説をするものである。毎年実施している恒例の企画であり、企業の担当者にも好評で、コロナ禍でもオンラインで開催した。

また、当該セミナー等を契機として、日本弁理士会関東会の研修会に講師派遣をするようになり、2022年もデータ・AIの知財をテーマとして講師を派遣した。

エ 社会保険労務士との連携

社会保険労務士との連携窓口が、2021年に働き方改革PTに移管されたため、詳細については同PTの記事をご参照いただきたい。

(3) 知財ワーキンググループ(WG)の設置

当センターの弁護士紹介制度では、前述のとおり、知的財産に関するニーズが高く、かつ中小企業における知財戦略の重要性の観点から、2020年に当部

会内に知財分野を重点的に検討する知財WGを設置した。

知財WGでは、知財分野のインプットを目的に、WG内で勉強会を開催しており、今後は、ここで習得した知見を活かして、知財分野の特集記事を作成し専用ウェブで情報発信することを予定している。

(4) 連携検討部会の今後の課題

中小企業に対するさらなるサービス向上・拡充のため、連携先の拡充に努めるとともに、既存の連携先との関係強化に注力したい。特に最近講師派遣の需要が多いため、当センターとして、研修メニューの充実化と講師の養成に努めたい。また相互の講師派遣だけではなく、他士業との連携によってほかにもシナジー効果を生み出せるような連携内容を検討していきたい。

さらに、当センター内にとどまらず、共同勉強会や若手交流会等、連携活動の成果を多くの会員に還元する企画を検討、実行していくことが今後の課題である。

3 アウトリーチ部会

中小企業法律支援センター 2015年度～2017年度 アウトリーチ部会長 木下 貴博 (54期)
中小企業法律支援センター 2020年度～2022年度 アウトリーチ部会長 小室 太一 (58期)



木下貴博

小室太一

(1) アウトリーチ部会の活動目的

アウトリーチ部会は、当センターの活動の柱の1つであるアウトリーチ活動を担当する部会である。中小企業に寄り添った支援の実現のためには、弁護士から積極的に中小企業の側に出向いていくことが必要と考え、当センター発足当初から、中小企業支援の活動を行っている外部機関との連携を精力的に進め、互いの強みを活かしながら、中小企業を総合的にサポートする取り組みを推進してきた。

外部機関のうち他士業団体等との連携は連携検討部会が担当するため、当部会では自治体、金融機関、

各種中小企業関連団体との連携を担当している。

(2) アウトリーチ部会の活動の軌跡

ア 連携先の外部機関

当部会では、当センター発足当初より外部機関との連携を進めてきた。この中には、発足前から東京三弁護士会弁護士業務に関する協議会（三会業革）において三会在協力して開催してきた日本政策金融公庫との共催セミナーなどを引き続き開催しているものもあるが、発足後は、当センター単独か、又は三会共同により、より積極的に活動を展開した。その主

な例を挙げると以下のとおりである。

- (ア) 2014年12月、当センターでは、新銀行東京（現・きらぼし銀行）との間で連携協定を締結し、現在までセミナー及び電話相談を実施している。
- (イ) 2016年3月、台東区産業振興事業団との間で連携協定を締結し、現在まで、同事業団の経営相談ネットワークへの相談担当弁護士の派遣や毎年共催セミナー（この他に日本公認会計士協会東京会台東会等が共催に加わることもある）を実施している。
- (ウ) 2017年4月、東京都産業労働局（2020年度より東京都中小企業振興公社へ業務委託）との間で、創業支援を行うTOKYO創業ステーションへの相談担当弁護士派遣の協定を締結し、現在まで弁護士派遣を実施している。
- (エ) 2018年2月、東京信用保証協会との間で連携協定を締結し、現在まで、保証協会の顧客向けの相談担当弁護士の派遣を行っている。
- (オ) 2019年5月、第一勧業信用組合との間で連携協定を締結し、現在まで同組合の顧客向けに相談担当弁護士を派遣している。
- (カ) 昭和信用金庫との間で2015年から顧客向けセミナーを実施してきたが、2021年3月、一歩前進して連携協定を締結し、以降、現在まで顧客向け相談担当弁護士派遣を実施している。
- (キ) 当部会では、連携協定締結先以外の外部機関とも連携活動をしているが、信用金庫との連携が多い。

例えば、城南信用金庫との間では、ビジネスマッチングイベント「よい仕事おこしフェア」に参加し、法律相談を実施するブースを出展した。また、足立成和信用金庫、興産信用金庫、東栄信用金庫、さわやか信用金庫、東京東信用金庫などとの間でも



よい仕事おこしフェア出展ブース

顧客向けセミナーを開催してきた。その他、2021年からあだち産業センターへの相談担当弁護士の派遣を行っている。

イ 具体的な連携活動の内容

前述した外部機関とは、具体的には、次のような連携活動を行っている。

(ア) セミナー・ワークショップ

連携先の外部機関が主催するセミナーに講師を派遣したり、そのセミナーの参加者を対象としたワークショップ（弁護士1、2名と参加者5、6名等にグループ分けして法律問題事例を検討する）を行い、様々な意見交換をすることにより、中小企業の法的ニーズを掘り起こし、また、とかく敷居が高いと言われる弁護士の人となりを理解してもらい、親しみを持ってもらう活動を行っている。

(イ) 弁護士派遣

外部機関の顧客や支援先である中小企業を対象として、定期的に法律相談を行う機会を設けるなどして、当センターから相談担当弁護士を派遣している。

ウ 医療ワーキンググループ（WG）

医療機関は社会を支える重要なインフラであり、健全かつ持続可能な経営を支援することは、特にコロナ禍にあっては中小企業と同様に必要であると考え、医療WGを立ち上げた。まずは、病院経営に関わる法律問題について勉強会を開催するなどインプットに励み、今後の活動の幅を広げることを試みている。

(3) アウトリーチ部会の今後の課題

アウトリーチ活動は、中小企業に直接アプローチする活動であり、コロナの影響で、セミナー・ワークショップの開催やリアルイベントへの出展等が中止された。2023年度からは、ようやくリアル開催が復活する兆しが見えており、今後も、新たな連携先の開拓はもちろんのこと、相談件数の増加につながるような既存の連携先との関係強化にも取り組んでいきたい。また、ウェブの活用がより身近になったこと等も踏まえ、既存の枠組みにとらわれず、ウェブを活用した新しいアウトリーチ方法なども模索していきたい。

4 広報部会

中小企業法律支援センター 2015年度、2016年度 広報部会長
 中小企業法律支援センター 2022年度、2023年度 広報部会長

菅沼 篤志 (54 期)
 藤井 なつみ (59 期)



菅沼篤志

藤井なつみ

(1) 広報部会の活動目的

広報部会の活動は、対外的に広報することを目的とし、活動に際しては、①中小企業向けに情報発信をして、需要を喚起し、最終的に当センターの弁護士紹介制度に繋げること、②外部へのPRとして、連携している外部機関に対し、当センターの活動内容を知ってもらい、他の部会の活動を支えること、の2点を重視している。

(2) リーフレット*⁵ やノベルティグッズ等

当センター発足当初は紙媒体を利用した広報が中心であった。作成したリーフレットを区役所の担当部門に備え置いてもらい、外部機関に渡して、支援する中小企業への配布を依頼した。また、当センターの名称及び連絡先を記載したマグネットや付せん等のノベルティグッズを作成したり、金融機関からのアイデアで持ち運びに便利な名刺サイズのチラシを作成する等して、まずは当センターを知ってもらうための活動を広く展開した。

(3) 中小企業向け無料アプリ「ポケ弁」

スマホのアプリで法律記事を配信することにより需要の喚起を図るべく、当会の弁護士活動領域拡大推進本部が「ポケ弁」アプリを企画・製作し、その運営を当センターが担うことになった。2016年7月にリリースし、週1本のペースで中小企業向けの記事を配信、2018年3月末までにダウンロード数が8700件に達し、中小企業にも一定の評価を得られたが、記事の作成の継続が課題となり、2019年7月を以て配信を終了した。ポケ弁に掲載された記事は専用ウェブに引き継ぎ、現時点でも読むことができる。

(4) 当センター専用のウェブサイト

ア 専用ウェブの開設、効果

当会では、各委員会は当会の公式ウェブサイトの中に設けられている委員会ページ*⁶を活用しての情報発信が求められているが、当センターは、より柔軟に、より積極的に情報発信をするために、2015年に当センター専用のウェブサイトも開設した。



当センター専用ウェブサイトのトップ画面

専用ウェブでは当センターの活動や中小企業向けの記事を掲載している。アクセス数は、開設から2年ほどは1か月100件から300件程度で推移していたが、前述の紙媒体等による広報活動の影響により徐々に増加し、その後、スマホ閲覧に対応できるように2020年6月に専用ウェブをリニューアルした結果さらにアクセス数が増加し、コロナ禍には特集記事を掲載した影響でアクセス数が一気に1か月2万4000件まで激増した。その後は安定し、現在では月平均3000件台のアクセス数を記録している。

また、リニューアル後、電話ではなくネット申込み

* 5 : https://cs-lawyer.tokyo/pdf/booklet/leaflet19_1.pdf

* 6 : <https://www.toben.or.jp/known/iinkai/chusho/>

の相談受付件数も増え、リニューアル前の月平均29.1件（2019年4月から2020年5月まで）から平均35.9件（同年6月から2022年2月まで）に増加した。相談のきっかけも、専用ウェブをみて電話で申し込んだ件数は月平均18.6件から平均19.2件に、専用ウェブをみてネット申込みをした件数も月平均9.1件から平均12.5件にそれぞれ増加した。

現在、専用ウェブでは、毎月新しい記事や動画等を掲載する他、古い記事を改訂する等精力的に活動している。掲載記事の内容も、基礎的な法律の解説からコロナ禍対策、働き方改革、SDGsといったタイムリーな記事までバラエティに富んでおり、中小企業だけではなく、弁護士にも参考になるものである。是非、ご覧いただきたい。

イ 「新型コロナウイルス対策に関する各種Q&A・情報リンク集」の特設ページ*7

コロナ発生後いち早く、2020年8月には特設ページを設け、資金繰り対応、労働関係等の各分野について解説を行い、関連する公的機関のリンク情報、相談事例集を掲載した。改訂も行い、現時点でも利用できるものである。

* 7 : <https://cs-lawyer.tokyo/column/2020/03/05.html>

* 8 : https://cs-lawyer.tokyo/column/cate_all.html

* 9 : <https://cs-lawyer.tokyo/movie/index.html>

ウ 「特集」「経営お役立ちコラム*8」「動画コラム*9」ページ

「特集」には執筆中のシリーズ記事を掲載するコーナーや、当センターがアピールしたい企画に関するコーナーを設けている。本稿執筆時現在、「特集」としてコーナーが設けられているテーマは、「しわ寄せ問題等に関するQ&A」「同一労働同一賃金に関するQ&A」「事業承継簡易診断」「中小企業のためのSDGs・ビジネスと人権」の4つである。

その他の記事全般は「経営お役立ちコラム」に掲載し、中小企業が直面する各種問題に関する記事を充実させている。

また、近時、働き方改革PTと社会保険労務士のコラボ動画を「動画コラム」に掲載している。

(5) 広報部会の今後の課題

現在は、前述の活動目的①を追求し、専用ウェブのコンテンツをより洗練させ、より効率的に法律相談の増加に繋げることを検討している。また、今後、動画等のよりわかりやすいコンテンツを増やすことも検討中である。

5 事業承継プロジェクト・チーム

中小企業法律支援センター 2021年度～2023年度 事業承継PT座長 京谷 円 (64期)



(1) 事業承継 PT 発足の経緯

中小企業の経営者の高齢化が進んでいる中、事業承継は我が国の喫緊の課題となっており、事業承継分野においても弁護士が積極的に関わるべき状況にある。そこで、当センターでは、事業承継に関し、弁護士がハブプレーヤー、道しるべとなって積極的な役割を果たしていくべきではないかとの認識の下、弁護士会として弁護士による事業承継支援を推し進める

ために、2018年、事業承継PTを発足させた。

(2) 事業承継 PT の活動の軌跡

ア 事業承継に関する専門講座、事業承継ゼミの主催

事業承継に関する弁護士のスキルアップのため、2018年、「事業承継支援」をテーマに、全5回の専門講座を企画した（「弁護士専門研修講座 これだけは押さえておきたい！ 事業承継支援の基礎知識*10」

(ぎょうせい)でも講義録を読むことができる)。その後、その応用編として、事業承継ゼミ(全5回)を主催し、このゼミは毎年行う恒例企画となっている(2023年度で6年目)。本ゼミは、PTメンバーから選ばれたファシリテーターが各班に一人つき、参加者の議論の活性化を図りながら、参加者が具体的なケースについて議論し、発表していただくものである。各班の議論には前述のとおり公認会計士が参加するため、弁護士の視点のみならず会計士の視点からの気づきもあり、講義のみでは味わうことのできない貴重な機会となっている。また、東京商工会議所、日本政策金融公庫、公認会計士、東京都事業承継・引継ぎ支援センター、東京都中小企業活性化協議会等、外部機関の皆様にも講師として参加いただき、知識を深めるだけではなく関係各所の方々とつながりを持つことができる。



事業承継ゼミの様子

イ 事業承継簡易診断^{*11}

どうしたら経営者が弁護士に事業承継の相談をしたいと思うか、という点については、PT発足時から中心的な課題であり、議論、検討を重ねてきた。そして、2020年度から、新たに「事業承継簡易診断」という企画を立ち上げた。これは、弁護士が中小企業に直接ヒアリングすることで事業承継に関する法的課題を自ら掘り起こし、その解決方針を指し示すことにより、その後の弁護士による法的支援へつなげるためのツールにするというものである。経営者にとっても、弁護士にとっても、事業承継の法的課題を解決するための有用な制度であると考えているが、周知に苦戦し、活用が思うように進んでいないことが今後の課題である。

ウ 外部機関との連携

事業承継は、税務を中心に対策を講じられることが多く、他士業の中では、顧問の税理士・公認会計士が中心的な役割を担っている。また、中小企業庁の一丁目一番地の課題であり、商工会議所、金融機関、自治体、事業承継・引継ぎ支援センター、よろず支援拠点など、数多くの外部機関が事業承継支援に取り組んでいる。そのため、他士業や外部の支援機関と弁護士会との間の連携を強化することが、弁護士による事業承継支援を展開する上では非常に重要である。

そこで、当PTでは、外部機関との連携を強化するため、共同での勉強会、意見交換会、セミナー等を開催するなどの連携を進めている。2022年度から、東京三会と東京都事業承継・引継ぎ支援センターとの連携を進めており、M&Aの分野で弁護士の支援を進めるための足がかりになることが期待される。

また、日本生命保険相互会社とは、2020年から、事業承継に関連した生命保険の活用などをテーマに定期的に勉強会を行い、最近では、中小企業活性化協議会と東京信用保証協会との共同勉強会にも参加し、今後の発展も期待される。

(3) 事業承継 PT の今後の課題

会員向けの活動としては、事業承継ゼミについて、2023年度から内容をリニューアルし、事業承継と深く関連し、コロナ禍で苦しむ中小企業を支援するために、事業再生にもフォーカスし、更に深く、実践的な内容を目指し準備中である。

また、毎月1回のPT会議では、後半の約30分を使って研修を行い、事業承継についての事例や論点等の資料を集約しており、今後、専用ウェブで連載記事として情報発信を行い、弁護士への相談につなげる需要喚起を積極的に行う予定である。

外部機関との連携活動についても、事業承継に関わる様々な外部機関に積極的にお声がけし、勉強会や意見交換会、経営者向けのセミナーや個別の法律相談会等を展開していくことを検討している。

* 10 : https://www.toben.or.jp/know/iinkai/chusho/jisseki/post_15.html

* 11 : <https://cs-lawyer.tokyo/feature/03.html>

6 働き方改革プロジェクト・チーム

中小企業法律支援センター 2018年度～2022年度 働き方改革PT座長 古賀 聡 (67 期)



(1) 働き方改革 PT の発足の経緯・目的

働き方改革PTは、2018年6月のいわゆる「働き方改革関連法」の成立を受け、2019年1月に発足し、働き方改革に関する中小企業向けの周知啓蒙を目的として活動を開始した。

活動開始当初は手探りの状態であったが、PT内での勉強会によるインプット、関連団体との連携・情報収集等から始めた。その後、中小企業向けの働き方改革に関する周知啓蒙を進めつつ、働き方改革関連法のみならず、「働き方改革」によって発生した「しわ寄せ問題」や新しい働き方としての「フリーランス」にも活動範囲を拡大した。また、ハラスメント等の中小企業の関心が高い、テレワークや副業兼業等の働き方改革と関連する労働問題について、社会保険労務士と共同で動画を作成したり、中小企業向けのセミナーを実施する等の活動も行っている。

(2) 働き方改革 PT の活動実績

A 働き方改革関連法に関する活動

前述のとおり、活動開始当初は活動内容が定まっておらず手探りの状態であったが、働き方改革関連法の内容、副業やテレワークに関するガイドライン、厚生労働省や経済産業省内の働き方改革に関連するワーキンググループの議論状況等に関するPT内での発表・勉強会によるインプットを行った。また、東京都産業労働局、公益財団法人東京しごと財団、働き方改革推進支援センター、働き方改革に関するビジネスツールの展示会等への訪問による関連団体との連携や情報収集も行った。

その後、働き方改革関連法に関する弁護士活用についての中小企業向けの周知啓蒙を目的として、働き方改革関連法その他中小企業が抱える労働問題に特化し

た、当センターの弁護士紹介窓口を広報するパンフレット*12を作成・配布した。また、働き方改革関連法に関する法的知識を中小企業へ周知するため、同一労働同一賃金に関する中小企業向けのわかりやすいQ&A集を作成し、専用ウェブ上に特集記事*13として掲載した。

イ 「しわ寄せ問題」や「フリーランス」への拡大

働き方改革関連法に関する活動と並行して、「働き方改革」によって発生した適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更等の、いわゆる「しわ寄せ問題」及び関連する各種法的問題の相談が増えるであろうことを想定し、所管する中小企業庁への訪問や同庁によるセミナーの開催の他、「しわ寄せ問題」等に関する中小企業向けのわかりやすいQ&A集を作成し、専用ウェブ上に特集記事*14として掲載した。

また、昨今新しい働き方として「フリーランス」が増加していることを踏まえ、一般社団法人プロフェッショナル&パラレルキャリア・フリーランス協会との連携を開始し、同協会のイベントにおけるセミナー講師の派遣、法律相談ブースの設置、同協会のウェブサイト上の記事の執筆等を行う他、フリーランス問題に特化した、当センターの弁護士紹介窓口を広報するパンフレット*15を作成・配布した。

ウ 社会保険労務士との連携

社会保険労務士とは、当センターの連携検討部会において、2014年に意見交換会を開催したことを契機として連携活動を模索して、2016年から、毎年1回、勉強会・交流会を開催するようになったが、2021年に働き方改革PTに窓口が移管された。

この勉強会・交流会は、コロナの影響のため、一時中止していたが、2023年2月に約4年ぶりにオンラインで開催した。

* 12 : https://cs-lawyer.tokyo/pdf/booklet/leaflet20_1.pdf

* 13 : <https://cs-lawyer.tokyo/feature/02.html>

* 14 : <https://cs-lawyer.tokyo/feature/01.html>

* 15 : https://cs-lawyer.tokyo/pdf/booklet/leaflet20_2.pdf



社会保険労務士との勉強会の様子

また、他にも、テレワーク、副業・兼業、ハラスメント、人員整理、賃金引下げ、シフト制、労働時間管理等、働き方改革と関連して世間の注目を集め、中小企業の関心も高いであろう労働問題について、社会保険労務士と共同で動画を作成・撮影し、前述した専用ウェブの他、当会のYouTubeチャンネルであるTobenMedia^{*16}にも掲載した。

エ その他中小企業向けの情報提供や勉強会

上記の他、中小企業向けに情報提供を行ったり、

委員の知識の向上を図るため、東京商工会議所目黒支部において、いわゆる「パワハラ防止法」に関する中小企業向けのセミナーを開催したり、PT内での勉強会を開催する等の活動をしている。

(3) 働き方改革 PT の今後の課題

前述のとおり、当初は「働き方改革」を中心として、そこから派生するテーマに広げて、インプット、情報発信、セミナー等を展開しているが、今後も、中小企業への周知啓蒙の方法を模索していきたい。

加えて、「働き方改革」にとどまらず、中小企業の関心度が高いと考えられる労働問題全般について、幅広くキャッチアップし、その法的知識や弁護士活用に関する中小企業向けの周知啓蒙を図るべく、PT内での勉強会によるインプット、特集記事や動画の作成による情報発信、中小企業向けのセミナーの開催等を進めていきたい。

* 16 : https://www.youtube.com/playlist?list=PLfVkj8UmBcBISxhvue81Mj_8VjvzEYrgR

7 SDGsプロジェクト・チーム

中小企業法律支援センター 2021年度～2023年度 SDGsPT座長 湊 信明 (50期)



(1) SDGsPT の目的と活動の基本

当PTは、2021年1月に、SDGsやビジネスと人権に関する指導原則（以下「指導原則」という）を中小企業に浸透させることを目的として発足した。

SDGsは、地球上の人権・社会問題を克服し、「誰一人取り残さない」(No one will be left behind)ことを目指して2015年開催の国連サミットで採択された国際目標であり、指導原則は、人権に対する負の影響に対処するため、国家の義務、企業の責任、救済へのアクセスについて規定したグローバル基準で、2011年開催の国連人権理事会で承認された原則である。いずれも中小企業に対しても取り組みが求められており、近時、ますますその要請が高まってきている。

当PTでは、中小企業によるSDGsへの貢献をサポートすること、ステークホルダーの人権に対する負の影響を是正すること、そのことを通じて中小企業の企業価値を向上させていくことを活動の基本としている。2021年11月に、専用ウェブにSDGsポリシー^{*17}を発表しているので、ご参照いただきたい。

(2) SDGsPT の活動の軌跡

ア 弁護士会員に向けた活動

当PTでは弁護士向けに様々なセミナーや講演を行っている。一例を挙げると、2021年度夏期合同研究の全体討議で「SDGs・ビジネスと人権に関する指導原則～中小企業経営と弁護士業務への活かし方～」

* 17 : <https://cs-lawyer.tokyo/column/2021/11/01.html>

というテーマでシンポジウムを行い、2022年度夏期合同研究分科会では「中小企業の環境対応と弁護士業務―地球を破壊から守るSDGs―」というテーマで発表した。その他にも、当センターの後半研修や会員向けの研修において、知見のある弁護士やコンサルタントの方々に講師としてお招きし、SDGs・指導原則と弁護士業務のあり方、外国人労働者問題・技能実習問題、環境マネジメントと弁護士業務などの講義を行っていただき、委員や会員の知見を深める活動をしている。



2021年度夏期合同研究全体討議

イ 中小企業経営者に向けた活動

(ア) SDGs取組事例集の作成

SDGsは17の目標の実現に向けて各企業がイノベーションを起こしていくことを求めている。しかし、中小企業は、SDGsの目標実現に貢献しようと思っても現実にはどのようにすれば良いかわからないことがある。そこでSDGsPTは、現実に中小企業が17の目標の実現に向けてどのような取り組みをしているのか調査し、専用ウェブにおいて「SDGs取組事例集*18」にまとめて発表した。中小企業がイノベーションをどのように起こせば良いのか参考になると自負しており、是非ご覧いただきたい。

(イ) 交流会・セミナー開催

当PTでは、中小企業向けにセミナー等も実施している。例えば、中小企業家団体に講師を派遣して、SDGsや指導原則に関するセミナーや交流会を行ったり、中小企業を訪問してSDGsの実施について意見交換を行った。

ウ 自治体等の外部機関との交流

また、自治体等の外部機関は中小企業との結びつき

が強いので、当PTから申し入れて交流を図っている。今後は外部機関との連携を強化し、具体的な中小企業支援に繋げていきたい。

エ 研究活動

日本政府は2022年9月に「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を発売したため、今後はますます中小企業が人権デュー・ディリジェンス（以下「人権DD」という）を行うことが求められると予想している。しかし、中小企業が現実的にこれを行うことは容易ではない。そのため、当PTでは、中小企業にマッチした人権DDのあり方について研究している。また、中小企業における環境対応も研究テーマとしており、今後、中小企業への支援に実践していきたい。

オ 広報活動

当PTでは中小企業向けの情報発信にも力を入れており専用ウェブで特集記事*19を掲載中である。

(3) SDGsPTの今後の課題

当PTは発足から2年経ち、様々なインプット、情報発信を中心に活動を展開してきたが、今後はこれまでの経験を活かして、中小企業への具体的な支援につながる活動を展開したいと考えている。直近では、以下の活動を計画している。

ア シンポジウム開催

2023年11月17日には、公害環境特別委員会と協働して、「グリーンサプライチェーンと弁護士の役割」(仮)をテーマとしたシンポジウムを企画している。

イ 大企業からのアンケート対応サポート

今後は、大企業から中小企業に対して、人権対応に関するアンケート調査がなされる機会が多くなってくると予想される。中小企業はその対応が必ずしも適切にできないことも考えられるため、適切なサポートができるようになりたい。

ウ 執筆・広報活動

これまでの活動の成果をまとめた書籍の発刊、SDGsやビジネスと人権に関する動画や記事の作成などにより、さらなる情報発信の強化に取り組む。

* 18 : www.toben.or.jp/known/iinkai/chusho/pdf/sdgs_17jireishu.pdf

* 19 : <https://cs-lawyer.tokyo/feature/04.html>

第4

当センター全体の課題と今後の展望



中小企業法律支援センター 2014年度 本部長代行 相川 泰男 (41 期)

1 当センターの理念

「法の支配を社会の隅々にまで」との理念のもと、今日、法曹人口は増加し、社会の法的ニーズに対応できるインフラは整いつつあるが、他方で、社会の弁護士・弁護士業務に対する意識は必ずしも変化しておらず、ここにある意味の需給ギャップあるいはミスマッチが生じている可能性がある。特に、弁護士は縁遠いと思っている中小企業事業者は、法律問題が存在することに気づかず、あるいは気づいたとしても弁護士に相談しようとは思わず、結果として本来必要な法的サービスを受けないまま、深刻な結果に陥ることも少なくない。

このミスマッチは、インフラを整備しつつある私たち弁護士・弁護士会が自らの意識改革のもとで積極的に解消していかなければならず、当センターは、日本経済の根幹を担う中小企業支援の分野において、この10年間、事業者の身近な存在となるべくその活動に努めてきた。具体的には、①コンシェルジュ弁護士による適材弁護士紹介制度に代表される事業者のニーズに応える法的サービスの提供と、②他士業・関連団体・金融機関等との連携や広報を通じた事業者へのアウトリーチ活動による心理的・物理的アクセス障害の解消、そして③中小企業法務を扱う弁護士への様々な研修機会の提供を通じた専門的ニーズにも対応できる適材の養成等であり、それぞれ一定の成果をあげてきた。

「社会生活上の医師」としての役割を期待される私たちは、当センターの上記活動を通じて、個々の事業者にとってかかりつけ弁護士のような存在になることを志向しており、案件担当あるいはアウトリーチを契機として事業者の身近な存在となり、その後気軽に相談を受けるような関係を構築し、さらには顧問弁護士として事業者の経営課題にも寄り添う伴走者のような頼れる存在を目指している。

2 現状の課題

もっとも、課題も相応に存在している。すなわち上記①適材弁護士紹介制度については、利用者からのフィードバックは断片的なものになっていて、当該制度が真に利用者のニーズに応え満足のものになっているかは十分な検証ができていないし、ADR手続きなど事案に即した簡易迅速な紛争解決のインフラも十分に整備できていない。また、②アウトリーチ活動は、肝心の事業者自体へは必ずしも十分にリーチできておらず、事業者団体との関係も構築できていない。③研修機会の提供については、当センターの活動によって培った成果については、東弁会員全体へのフィードバックが十分とはいえず、また、当センターへの加入を希望する東弁会員に対しては定員の関係で十分に門戸を開けていない。

こうした顧客満足の向上、紛争解決インフラの整備、寄り添う伴走支援、支援弁護士の裾野の拡大など、検討・改善すべき課題は決して少なくない。

3 今後の展望

社会構造が大きく変化する中で、創業、廃業、事業再生、事業承継、働き方、国際化、IT、DX、SDGs、フリーランスやギグワーカー、生産性向上、ソーシャルイノベーションなど事業者が直面する課題は複雑・高度化し、事業者は、孤独なまま常時緊迫した経営判断を求められている。そして、これら経営課題に伴走する弁護士には、専門的知識とスキルの向上が必要とされるだけでなく、事業者の良き相談相手となるべく、法的素養を超えた経営感覚やコンサルティング能力も求められている。

当センターは、今後の10年に向けて、様々な課題を克服し、事業者の身近な存在から、経営の伴走者として身近で頼れる存在へと進化できるよう、一層の創意工夫と積極活動に努めなければならない。